

## 瀬戸内海西部台風等対策協議会会則

### (設置等)

第1条 瀬戸内海西部における異常気象又は海象（以下「異常気象等」という。）により、船舶の正常な運航が阻害されることによる船舶の衝突又は乗揚げその他の船舶交通の危険を防止するための対策の実施に関し、必要な協議を行うため海上交通安全法第35条第1項の規定に基づき、瀬戸内海西部台風等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- ① 異常気象等に関する情報の共有
- ② 異常気象等により予想される瀬戸内海西部に在る船舶への影響
- ③ 安全な避難時期及び避難方法
- ④ 走錨事故の防止対策をとるべき海域の選定及び対策の内容
- ⑤ 勧告発出等に係る連絡・周知体制の構築
- ⑥ その他異常気象等による船舶交通の危険を防止するための対策の実施に必要な事項

### (協議会の構成)

第3条 協議会は、別紙1に掲げる者をもって構成する。

- 2 協議会に会長1名及び副会長1名を置く。
- 3 会長及び副会長は、会員の互選により決定する。
- 4 協議会に幹事会を設置する。

### (会長等)

第4条 会長は、議事その他の会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、万一、会長に事故があったとき、その職務を代行する。
- 3 会長及び副会長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

### (協議会の招集等)

第5条 会長は、原則として、年1回の定例会を開催するとともに、次に掲げる場合には協議会を招集することができる。

- ① 異常気象等の発生が予想される場合であって、協議会で協議が必要な場合
  - ② 会員から協議会招集の要請がある場合
  - ③ 会則を改正する必要がある場合（組織の名称変更や人事異動に伴う会員の交代等による別紙1の更新を除く。）
  - ④ その他会長が必要と認める場合
- 2 会長は、協議会を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び協議事項を会員に通知する。
  - 3 会員は協議会への参加について代理を立てることができる。
  - 4 会員は会長に決議を委任することができる。

（幹事会の設置等）

- 第6条 会長は、協議会で決議した事項に関する運用について検討するため、協議会に幹事会を設置する。
- 2 幹事会は、別紙1の幹事会の欄に掲げる者をもって構成する。
  - 3 幹事会は、会長が招集する。
  - 4 幹事会の議長は、会長が行う。

（議事）

- 第7条 協議会は、会員の過半数が出席しなければ、会議（オンライン形式によるものを含む。）を開き、決議することができない。
- 2 決議は、会議に出席した会員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
  - 3 会長は、やむを得ない事由により会議を開くことが困難な場合においては、協議事案の概要を記載した書面を会員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって協議会の決議に代えることができる。
  - 4 会長は、議長として会議の議事を整理する。
  - 5 会員は、会議への出席が困難な場合においては、あらかじめ、その意見等を記載した書面を直接又は最寄りの港長等を経由して会長に提出することができ、会長は、当該書面の内容を十分尊重し、議事を進めなければならない。
  - 6 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対し、会議に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

- 7 会議の議事については、協議会の事務局が議事録を作成するものとする。
- 8 会議の議事は、原則、公開とする。ただし、議事の公開により、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあると会長が認めるときは、その全部又は一部を非公開とすることができる。

(結果尊重義務)

第8条 協議会会員は、協議が整った事項について尊重しなければならない。

(協議会・幹事会の事務局)

第9条 協議会及び幹事会の事務局は、第六管区海上保安本部交通部航行安全課に置く。

(その他)

第10条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、その都度協議会において協議して定める。

附 則 この会則は、令和3年7月1日（改正法の施行の日）から実施する。

## 瀬戸内海西部台風等対策協議会 会員構成

	組織・役職等	幹事会
会員	海上保安大学校名誉教授 長澤 明	○
〃	内海水先区水先人会 会長	○
〃	一般社団法人 日本船主協会 日本郵船株式会社 関西支店 支店長代理	○
〃	一般社団法人 日本船長協会 会長	
〃	公益社団法人 瀬戸内海海上安全協会 会長	
〃	公益社団法人 西部海難防止協会 会長	
〃	日本船舶代理店協会 中国・四国地区 会長	
〃	中国地方海運組合連合会 会長	
〃	全国内航タンカー海運組合 中国支部 支部長	
〃	全日本海員組合 中・四国地方支部 支部長	
〃	一般社団法人 中国旅客船協会 会長	
〃	尾道地区台風等対策委員会 委員長	○
〃	海上保安協会呉支部海難防止部会 会長	○
〃	広島港台風等対策委員会 委員長	○
〃	周防地区海上安全対策協議会台風・津波等対策検討委員会 委員長	○
〃	岩国港・大竹港台風・津波等対策委員会 委員長	○
〃	柳井港及びび付近海域台風・津波対策協議会 会長	○
〃	松山港自然災害対策委員会 委員長	○
〃	関門港自然災害対策委員会 委員長	○
〃	宇部・山陽小野田地区港内異常気象対策協議会 会長	○
〃	荏田港自然災害対策委員会 委員長	○
〃	大分港等異常気象対策委員会 委員長	○
〃	中国地方整備局長	○
〃	四国地方整備局長	○
〃	九州地方整備局長	○
〃	中国運輸局長	○
〃	四国運輸局長	○
〃	九州運輸局長	○
〃	大阪管区気象台長	○
〃	福岡管区気象台長	○
〃	第六管区海上保安本部長	○
〃	第七管区海上保安本部長	○
〃	広島海上保安部長	○
〃	呉海上保安部長	○
〃	尾道海上保安部長	○
〃	徳山海上保安部長	○
〃	松山海上保安部長	○
〃	岩国海上保安署長	○
〃	柳井海上保安署長	○
〃	門司海上保安部長	○
〃	若松海上保安部長	○
〃	大分海上保安部長	○
〃	宇部海上保安署長	○
〃	荏田海上保安署長	○